**令和７年度　国際友好都市交流推進助成金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、新庄観光まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、新庄市における台湾南投県草屯鎮（以下「草屯鎮」という。）の認知度向上と、交流の滑石化を図るために要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象は各号のいずれにも該当する者とする。

（１）旅行出発日の時点で新庄市内に住所を有する者であること。

（２）令和７年５月１日から令和８年２月２８日までの期間に台湾に渡航し、旅行を実施する者であること。

（３）上記の期間に実施される個人旅行のうち、草屯鎮への訪問を含む旅程であること。

（助成金の額）

第３条　助成の額は、別表に定める経費（以下「助成対象経費」という。）に該当する支出額とし、旅行者一人につき２０，０００円を限度とする。

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者は、国際友好都市交流推進助成金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、出発日の１４日前までに協議会に申請しなければならない。ただし、複数人が一組として旅行するときは、そのうち一名が代表して助成金の交付申請を行うことができるものとする。

（１）草屯鎮への訪問を含む旅行計画書

（２）草屯鎮観光の行程表

（３）助成対象経費の支出予定額を証するもの

（４）国際友好都市交流推進助成金交付申請書（様式第１号）に記載する「助成金交付対象予定者」が新庄市内に住所を有することを証するもの

（５）その他会長が必要と認める書類

２　前項に規定する交付申請は、１年度につき１回限りとする。

３　助成金の交付申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えたときは、そのときをもって受付を終了するものとする。

４　第２条第１項第２号の期間に旅行した者については、同条第１項の規定にかかわらず、要綱の適用日を限度として遡って申請することができる。

（採択可否の通知）

第５条　会長は前条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、申

請者に対し、国際友好都市交流推進助成金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により通知する。

（変更及び中止）

第６条　交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付決定を受けた内容に関して次の各号に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ国際友好都市交流推進助成金交付変更承認申請書（様式第３号）により申請しなければならない。

（１）申請者の変更

（２）旅行計画実施日の変更

（３）支出予定経費の変更

２　交付決定者は、助成を中止しようとするときは、速やかに国際友好都市交流推進助成金交付中止届（様式第４号）を提出しなければならない。

３　会長は、第１項の規定に基づく変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、国際友好都市交流推進助成金交付変更承認（不承認）通知書（様式第５号）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　交付決定者は、助成金の交付決定を受けた旅行計画の実施後、１４日以内又は令和８年３月１３日までのいずれか早い日までに、国際友好都市交流推進助成金実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添付し、協議会に提出しなければならない。

（１）助成対象経費の支払いを証する領収書

（２）助成対象経費の支出額及び内訳を証する明細書

（助成金の額の確定）

第８条　会長は、前条に規定する届け出があったときは、審査を速やかに行うものとし、旅行の実施結果が助成金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、国際友好都市交流推進助成金交付額確定通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第９条　前条の規定による助成金の額の確定を受けた交付決定者は、国際友好都市交流推進助成金交付請求書（様式第８号）により、会長に助成金を請求するものとする。

２　会長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第１０条　会長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（入金にかかる手数料の取扱い）

第１１条　口座入金にかかる銀行その他の手数料は協議会が支出するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、令和７年４月１５日より適用する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　　容 |
| 交通費 | 台湾での出入国時の利用空港または主たる滞在地と草屯鎮間の移動に係る経費  （バス、電車、高速鉄道、タクシー等） |
| 宿泊費 | 草屯鎮内の宿泊施設への宿泊に係る経費 |
| 観光費 | 草屯鎮内に所在する施設への訪問・観光に係る経費  （施設入場料、利用料、体験料等） |
| 飲食費 | 草屯鎮内の飲食店における飲食に係る経費 |
| その他 | 必要と認められる経費 |